

## 第4章 参考資料

### 第1節 下水道部建設廃棄物適正処理要領

#### 1 目的

この要領は、下水道部の発注する建設工事に伴って生じる産業廃棄物(以下建設廃棄物という)の適正な処理を行なうため必要な事項を定めるものである。

#### 2 適用範囲

建設工事から発生する建設廃棄物(コンクリート塊、アスファルト塊、汚泥等)の処理に適用する。ただし、特別管理廃棄物は除く。

#### 3 定義

発注者、受注者、下請業者:建設業法第2条5項に基づく区分

収集、運搬:廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた産業廃棄物の収集、運搬業者

処分業者:廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた産業廃棄物の処分業者(中間処理業者及び最終処分業者)

#### 4 基本的考え

- (1) 建設廃棄物の適正処理を図るため、発注者、受注者、収集運搬業者、処分業者は、相互に協力する。
- (2) 建設廃棄物の発生の抑制及び再生利用等による減量化に努める。
- (3) 受注者はマニフェストシステム(積荷目録制)により、建設廃棄物の発生から最終処分に至る過程を適正に管理する。
- (4) 発注者は、建設廃棄物の適正処理を図るため、工事途上において、適正処理事実の確認を行なう。

#### 5 発注者の責務

- (1) 設計にあたって、再利用を図るなど排出の抑制に努める。
- (2) 設計にあたっては、特記仕様書に積算条件を明記し、適正処理のための必要経費を計上する。

#### 6 受注者の責務

- (1) 受注者は、排出事業者として自らの責任において適正に処理しなければならない。
- (2) 工事の施工にあたり廃棄物の発生の抑制及び再生利用等減量化に努めなければならない。
- (3) 収集、運搬、処分業者に対し適正処理のための十分な指導、指示を行なう。

#### 7 受注者が実施すべき事項

- (1) 処理計画書の作成
- (2) 収集、運搬及び処分業者それぞれと書面による委託契約の締結
- (3) マニフェストシステムにより建設廃棄物の処理過程を適正に管理
- (4) 現場廃棄物管理責任者の設置
- (5) 受注者自ら現地の確認

## 8 処理計画書

受注者は、工事着工前に処理計画書を作成し発注者に提出する。

(施工計画書に記載することでも可能)

- (i) 廃棄物の種類と発生量。
- (ii) 廃棄物の種類毎の処理に関する事項。
- (iii) 廃棄物の分別及び保管に関する事項(場内処理も含む)。
- (iv) 収集、運搬、処分委託先業者名。
- (v) 収集、運搬、処分事実の確認に関する事項。

## 9 収集、運搬、処分業者の委託

(1) 処理委託する場合には、その運搬を収集運搬業者に、処分を処分業者にそれぞれ委託すること。

(2) 委託契約は、書面により行ない、次の条項が含まれていること。

- ① 産業廃棄物の書類及び数量
- ② 運搬を委託するときは、運搬の最終目的地
- ③ 処分を委託するときは、処分の場所及びその方法。
- ④ 収集運搬業許可業者または処分業許可業者へ委託した場合は、その業者の事業の範囲
- ⑤ 受託者が受託業務の全部または一部を委託する場合の委託者の承認に関する事項
- ⑥ 委託者の受託者に対する、委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報の提供に関する事項
- ⑦ 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ⑧ 委託契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱いに関する事項
- ⑨ 受託者の処理能力に関する事項
- ⑩ 委託契約の有効期間
- ⑪ 委託者が受託者に支払う料金
- ⑫ 積替えまたは保管を行なう場所に関する事項
- ⑬ 適正な処理のために必要な事項に関する事項

## 10 マニフェストシステムの実施、管理

(1) 受注者は、処理終了後速やかに処理結果を記した「実施報告書」を発注者に提出する。

(2) 発注者は、「実施報告書」の記載事項を受注者が保管するマニフェスト原票(A、B2、D、E票)により、確認する。(受注者は、E票について処分終了後、180日以内に最終処分終了を確認する事)※

※処分受託者は、処分が終了したときは、管理票に省令事項(最終処分である場合は、省令事項及び最終処分が終了した旨)を記載し管理交付者(及び運搬受託者)に送付しなければならない。

(10日以内:規則第8条の25)

付 則

(施行期日)

この要領は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

平成 9 年 1 月 22 日 第 1 回改正

平成 10 年 12 月 1 日 第 2 回改正

平成 13 年 4 月 1 日 第 3 回改正

平成 27 年 10 月 1 日 第 4 回改正

# 建設廃棄物処理フロー

施工計画書の提出 (処理計画書)

- ・収集運搬業者の許可書 (写) (仮置場を使用する場合)
- ・処分業者の許可書 (写) ・仮置場位置図
- ・施工現場から処分地までの経路図 ・1-1-3-2(12)に示す提出書類 (写し)

発注者に承諾願提出

(受注者)

問題は無いか

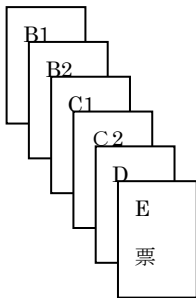
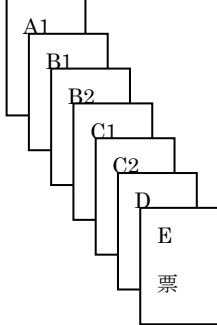
受注者、収集運搬業者、処分業者間の産業廃棄物処理契約書の写し提出

(受注者)

施工現場よりコンクリート塊等の産業廃棄物の発生

マニフェストシステムの仕組み

7枚綴りの伝票



排出事業者

【A・B2・D・E票を保管】

① A  
B1  
B2  
C1  
C2  
D  
E  
票  
交付

② A  
票  
返却

⑤ B2  
票  
送付

収集運搬業者

【B1・C2票を保管】

③ B1  
B2  
C1  
C2  
D  
E  
票  
交付

④ B1  
B2  
票  
返却

⑥ C2  
票  
送付

処分業者

【C1票を保管】

処分地に処分

⑦ D  
票  
送付

⑧ 最終処分終了後E  
票送付

処分する産業廃棄物はもう発生しないか

実施報告書の提出  
マニフェスト原票の写し提出

マニフェスト原票より実施報告書内容を確認

現地確認

1F77

完了